

# 岡山市からのお知らせ 事業継続支援金

中小・小規模  
事業者向け

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している  
岡山市内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

## 【支 給 額】

- ① **20万円**  
② **10万円**

対象者：中小企業者（小規模事業者を除く）  
対象者：小規模事業者（個人事業主を含む）

- ・使途制限無しで受給できます。
- ・申請後、約2週間程度での支給を想定しています。

## 【支給対象者】

以下の(1)(2)の両方の要件を備えている事業者

- (1) 主たる事業所が岡山市内にある中小企業者又は小規模事業者  
(2) 令和2年2月～6月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比  
**20%以上減少**していること。

※国の「持続化給付金」と重複して受給することができます。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※中小企業者・小規模事業者の定義は裏面Q&Aを確認してください。

## 【申請手続き】

新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、以下書類を**郵送**でご提出下さい。

※封筒の表に「岡山市事業継続支援金申請書在中」と**朱書き**してください。

- (1) 事業継続支援金支給申請書  
(2) 上記に記載した月の売上高がわかるもの（確定申告書写し、売上台帳の写し等）  
(3) 振込先の通帳写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）  
(4) 身分証明書写し（個人事業主の場合）  
※(2)についてはセーフティネット4号の認定書をお持ちの方はその写しで代用できます。  
※申請様式は岡山市及び申請先のホームページよりダウンロードできるほか、岡山市の本庁舎、各区役所、支所、地域センター及び各申請先で配布します。

## 【申請先】

岡山商工会議所、岡山北商工会、  
岡山西商工会、岡山南商工会、  
赤磐商工会瀬戸支所

※詳細は裏面を確認してください。



岡山市  
ホームページ  
QRコード

## 【申請期間】

**令和2年5月1日（金）～**

**令和2年11月30日（月）**

## Q & A

**Q 1.** 本支援金制度における中小企業者と小規模事業者の定義は？

**A 1.** 以下の支給対象となりうる者のなかで、「中小企業者」及び「小規模事業者」に分類されます。

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
(令和2年4月1日までに開業している事業者が対象) ○会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ○個人事業主（商工業者であること） ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 (1) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること (2) 認定特定非営利活動法人でないこと  ※ただし、射幸心をそそるおそれがあること又は公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるものは対象になりません。 (例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等	○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ○協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く） ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人 ○任意団体 等

### 【中小企業者】

業種分類	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧条件を満たした特定非営利活動法人	—	2,000人以下

### 【小規模事業者】

業種分類	常時使用する従業員の数（※）
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

(※) 代表者、役員、パートを除く

**Q 2.** 創業1年未満で前年同月比較ができない場合は？

**A 2.** 令和2年2月から令和2年6月までのいずれか1か月の売上高が、その月を含む過去3か月の平均売上高と比較して20%以上減少している場合対象となります。

※例えば、3月を1か月の売上高とする場合、3月の売上高とその月を含む過去3か月（1月、2月、3月）の平均売上高を比較することになります。

### 申請・問合せ先（問合せ時間：平日午前9時から午後5時）

対象所在地	申請・問合せ先	住所	連絡先
御津地区、一宮地区、津高地区、上道地区、建部地区	岡山北商工会	〒709-2121 岡山市北区御津宇垣1630-1	086-724-2131
吉備地区、高松地区、足守地区	岡山西商工会	〒701-0153 岡山市北区庭瀬488-6	086-293-0454
藤田地区、妹尾地区、福田地区、興除地区、灘崎地区	岡山南商工会	〒701-0221 岡山市南区藤田564-131	086-296-0765
瀬戸地区（旧瀬戸町）	赤磐商工会 瀬戸支所	〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸91-15	086-952-0323
商工会地区を除く岡山市内	岡山商工会議所	〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2266